

建築基準法（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき廃止申請されました次の建築協定について、同項の規定により当該建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

平成24年12月3日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市左京区岩倉長谷台住宅地区建築協定

2 建築協定区域

京都市左京区岩倉長谷町517番35, 517番38から517番40まで, 517番55, 517番56, 517番58から517番65まで, 517番67から517番69番まで, 517番75, 517番76, 517番80, 517番83, 517番85, 517番86, 517番88, 517番92から517番95まで, 517番98, 517番99, 517番101, 517番103から517番107まで, 517番110, 517番111, 517番113, 517番114, 517番119, 517番121, 517番123, 517番125, 517番127, 517番129, 517番132, 517番134, 517番138, 517番149, 517番150, 517番157, 525番3, 525番6, 544番2, 557番1, 557番3, 558番3, 558番5及び1214番

3 建築協定隣接地

京都市左京区岩倉長谷町517番34, 517番36, 517番37, 517番41, 517番57, 517番66, 517番70から517番74まで, 517番77から517番79まで, 517番81, 517番82, 517番84, 517番87, 517番89, 517番90, 517番96, 517番97, 517番102, 517番108, 517番109, 517番115から517番118まで, 517番120, 517番124, 517番126, 517番128, 517番130, 517番131, 517番133, 517番135, 517番146, 517番152, 517番156, 517番158, 525番7, 544番3, 544番5, 557番4, 557番5, 558番4, 1215番及び1216番

4 締結年月日

平成21年8月19日

(都市計画局建築指導部建築指導課)